

第8 ハロゲン化物消火設備

I 外観検査

1 制御盤等

不活性ガス消火設備に準じたものであること。

2 起動装置

不活性ガス消火設備に準じたものであること。

3 貯蔵容器等

(1) 蓄圧式のものにあっては、規定圧力以上のものであること。

(2) 不活性ガス消火設備に準じたもの（(4)を除く。）であること。

4 配 管

不活性ガス消火設備に準じたものであること。

5 電源等

電源及び配線は屋内消火栓設備に準じたものであること。

6 選択弁

不活性ガス消火設備に準じたものであること。

7 起動用ガス容器

不活性ガス消火設備に準じたものであること。

8 噴射ヘッド、ノズル等

不活性ガス消火設備に準じたものであること。

9 防護区画等

不活性ガス消火設備の二酸化炭素を放射する防護区画等に準じたもの（(5)及び(6)を除く。）であること。

なお、HFC-23、HFC-227ea 又は FK-5-1-12 を放射するものにあっては、当該防護区画内の圧力の上昇を防止するための措置がなされ、かつ FK-5-1-12 を放射するものにあっては、放射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の温度低下を防止するための措置がなされていること。

10 総合操作盤

屋内消火栓設備に準じたものであること。

II 性能検査

〔I〕 固定式のもの

1 起動装置及び音響警報装置検査

次の検査を手動により行う。なお、自動起動装置が併設されている場合は当該自動起動装置によっても行う。

(1) 方 法

ア 起動用ガス容器に設けている容器弁開放装置を取り外す。

イ 手動式の場合は起動装置の保護扉を開放して、放出用スイッチ、引き栓等を操作する。

ウ 自動式の場合は当該防護区画に設けられている感知器を規定の方法により作動させる。

(2) 合否の判定

ア 手動式の場合は、起動用押ボタン、引き栓等は、音響警報装置の起動操作後でなければ操作できないものであること。

イ ハロン 2402 又はハロン 1211 を放出するものにあつては、放出遅延装置（タイマー）の作動時間（起動装置の操作から開放装置の作動までの時間）が20秒以上であり、かつ、設定時間と著しく相違しないこと。

この場合において、作動時間が設定値未満のものであつてはならない。

ウ HFC-23、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 を放出するものにあつては、放出用スイッチ、引き栓等の作動により直ちに貯蔵容器の容器弁又は放出弁が開放すること。なお、放出遅延装置が設けられている場合には、作動時間が設定時間以上であり、かつ、設定時間と著しく相違しないこと。この場合において、作動時間が設定値未満のものであつてはならない。

エ 音響警報装置により、防護区画内に有効に報知できること。

なお、音声によるものにあつてはその内容が明瞭に聞きとれるものであること。

オ 警報は、非常停止装置又は復旧スイッチ等を操作した場合を除き、少なくとも消火剤放出まで鳴動を継続するものであること。

なお、非常停止装置又は復旧スイッチ等が操作されていた場合であっても、自動起動用の感知器が作動した場合は、自動的に警報を発するものであること。

カ 放出用スイッチ等を操作し、放出機構を作動させた後タイマー設定時間内に復旧スイッチを操作した場合、放出機構の作動が停止すること。

2 選択弁及び付属装置連動検査

(1) 方 法

前1、(1)の方法に準じたものであること。

(2) 合否の判定

ア 操作した防護区画を受持つ選択弁が確実に作動すること。

イ 開口部の自動閉鎖装置の作動、防護区画内の換気装置の停止が、容器弁開放装置の作動までに行われること。

3 絶縁抵抗検査

不活性ガス消火設備に準じたものであること。

4 圧力調整装置検査（ハロン2402を用いるものに限る。）

(1) 方 法

ア 圧力調整器二次側直近に設けている圧力試験弁を閉にする。

イ 加圧手動弁を開にする。

(2) 合否の判定

圧力調整機能及び調整圧力が適正であること。

5 放出及び放出表示灯検査

(1) 方 法

ア 前1～4までの検査後実施する。

イ 起動は、手動、自動いずれにより行ってもよいが、自動による場合は、感知器動作後の防護区画からの退避について十分考慮しておくこと。

ウ 試験用ガス等は次によること。

(ア) ハロン 2402 消火設備、ハロン 1211 消火設備及びハロン 1301 消火設備

試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画の消火剤貯蔵量の 10%相当の量（ハロン 2402 にあつては 1 kg あたり 9 l、ハロン 1211 にあつては 1 kg あたり 15 l、ハロン 1301 にあつては 1 kg あたり 16 l と算定する。）以上の量の窒素又は空気を用いて行い、試験用ガス量は設置消火剤貯蔵容器 5 本を超えないこと。

(イ) HFC-23 消火設備、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 消火設備

試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画消火剤貯蔵量の 10%相当の量（HFC-23 は 1 kg あたり 34 l、HFC-227ea は 1 kg あたり 14 l、FK-5-1-12 は 1 kg あたり 8 l と算定する。）以上の量の窒素又は空気を用いて行い、試験用ガス量は設置消火剤貯蔵容器 5 本を超えないこと。

(ウ) 手動又は自動起動装置を所定の方法により作動させる。

(2) 可否の判定

ア ガスの放出が確実であること。

イ 各配管、バルブ類等からの漏れがないこと。

ウ 受持つ防護区画に応じた選択弁が確実に作動し、かつ、噴射ヘッドの変形、損傷等がないこと。

エ 消火剤が放出された旨の、防護区画の入口等に設けられた灯火が点灯すること。

なお、当該灯火は手動による復旧操作をしなければ消灯しないものであること。

オ 音響装置、自動閉鎖装置及び換気停止装置等が確実に作動すること。

カ 局所放出方式の場合、防護対象物のすべての表面が、いずれかの噴射ヘッドの有効射程内に包含できること。

6 温度管理装置検査（FK-5-1-12 を放射するものに限る）

(1) 方 法

設定温度を確認し、試験スイッチ等により温度異常を生じさせる。

(2) 可否の判定

設定温度が 0℃以上であり、温度異常が生じた場合には、常時人がいる防災センター等に表示及び警報できること。

7 総合操作盤

屋内消火栓設備Ⅱ. 6 に準じたものであること。

〔Ⅱ〕 移動式のもの

1 起動装置及び放出検査

(1) 方 法

ア 前〔Ⅰ〕、4、(1)、ウ、(ア) に定める量以上により実施する。ただし、認定品等で性能が確認されたものにあつては実施しないことができる。

イ 任意の貯蔵容器の起動装置を操作する。

(2) 合否の判定

ノズル開閉弁の操作が円滑に行われ、ホース等からの漏れがなくノズルから異状なく放射すること。

Ⅲ 総合検査

不活性ガス消火設備に準じたものであること。